

第3回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

平成21年4月
国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成21年4月15日 8：30 - 10：00

場 所：経済産業省本館17階西1第3特別会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、椋田委員、森口委員（9時30分過ぎにご退席）

1. 排出削減方法論の承認

- ・ 第2回委員会（1月21日）において申請を受け付けた、9件の排出削減方法論（新規分8件、修正分1件）について、パブリックコメント（1月29日～2月11日に募集）に基づく必要な修正を行うとともに、各種承認要件に係る審査を行ったことを、事務局より報告。
- ・ 審議の結果、申請のあった9件全ての排出削減方法論について、異議なく承認。

2. 排出削減事業の承認

- ・ 排出削減事業の承認要件における追加性の考え方について、事務局より説明を行った後、第1回（昨年11月7日）第2回（1月21日）委員会において申請を受け付けた排出削減事業について、各種承認要件に係る審査を行ったことを報告。
- ・ 松橋委員より追加性の考え方について、経済的評価の観点から説明。
- ・ 審議の結果、一部の案件について費用対効果の観点から異論もあったが、申請のあった合計12件の排出削減事業のうち10件について、承認。
- ・ 承認排出削減事業における排出削減事業計画の公開範囲について、事務局より説明。審議の結果、異議なく承認。

3. 排出削減事業及び排出削減方法論の新規申請受付

- ・ 事務局から、第2回委員会（1月21日）から4月15日までに受け付けた、11件の排出削減事業及び2件の排出削減方法論について、それらの概要を本日付けで公表することを了解した。

4 . その他

- ・ 次回（第4回）委員会は、5月中に開催する予定とした。

5 . 委員の発言及び質疑

（森口委員）

- ・ 方法論008 太陽光発電設備の導入において、適用条件の脚注が書き直された。この書き方で異論はないが、電力の排出係数について、マージナル電源の考え方がむしろ重要という趣旨でこの脚注を書かれたと理解してよいか。

（藤原参事官）

- ・ 電力の排出係数については、方法論の注意書きで書いているとおり、今後、全電源平均以外の数値の採用についても検討を行うこととしている。

（茅委員長）

- ・ 本件については、現在内部で検討を行っており、案が固まれば本委員会でも検討を行う。まだ案を出せる段階ではないので、しばらく議論を待ってほしい。

（宮城委員）

- ・ 追加性の指標は中小企業にとって分かり易い指標であることが重要であるため、投資回収年数を指標とすることに賛成である。具体的な年数については、制度の利用促進という観点や、コスト等を計算する上で数値の変動があり得ること、また、特に中小企業にとって投資はリスクを伴うことから、できるだけ柔軟に解釈できるようにしてほしい。

（森口委員）

- ・ 投資回収年数について、下限値を設定するのは理解できるが、上限を設けないという考え方には異論がある。松橋委員からのご説明にあったように、排出権の売却収入を得ても採算が合わないような事業は行われたいのではないか。個別案件の例では、投資回収年数53年、70年という案件があるが、より費用対効果の高い案件に投資する方が有益である。追加性にとられるあまり、個別の排出削減事業の費用対効果について考慮しないのは違和感がある。なぜこの案件がバンドルされているのか。

（藤原参事官）

- ・ 本案件については1件当たりの排出削減量が小さいためバンドリン

グされているが、個々の事業は投資回収年数を度外視して考えられている。投資回収年数だけで一義的に決めるのではなく、事業者の業種、排出削減設備の種類等の当該事業の固有の事情や、燃料価格やクレジット価格の変動なども十分勘案したい。

(事務局)

- ・ 本案件については、照明設備の更新時に行われる天井の付帯工事費等が経費に含まれるため、投資回収年数が長くなっている。バンドリングについては、本制度の要件に合致するものであることから事業者からの申請を受け付けたものである。

(松橋委員)

- ・ 私の分析では、排出権の売却収入が得られなくても採算性がある事業は追加性がないとしているが、排出権があれば採算がとれる事業については、投資回収年数に下限を設けて追加性を論じている。排出権がないと採算性が悪い事業については認められないというよりは、事業として行われたいだろうという考え方である。国内クレジットでは、学校・役所等、あえて採算性を度外視して実施するケースも考えられる。採算性が悪いものを認めないということが国内クレジットの趣旨ではないため、このような案件を許可しても良いのではないか。

(棕田委員)

- ・ CSRとして実施する場合もある。このような案件も一つのモデルケースとして進めていただきたい。

(森口委員)

- ・ CSRの価値を見込んで実施されているとすると、CSRとクレジットのダブルカウントの問題も考慮する必要がある。こうした案件を認めないわけではないが、本来は採算性、費用対効果が高いものを実施することが望ましい。

(大塚委員)

- ・ 既存の法制度、条例との関係はどう考えるのか。東京都の条例では2010年度から排出量取引制度が始まる。東京大学は制度の対象となり、追加性がなくなる可能性もあるがその点はいかがか。省エネ法においても毎年1%エネルギー効率を向上させることが目標として考えられているが、その点についてご意見を頂きたい。

(藤原参事官)

- ・ 東京都の条例については2010年から排出量削減の義務付けが行われると聞いているが、詳細が明らかになれば必要に応じて連絡をとってまいりたい。改正省エネ法の中で、国内クレジットの扱いについては告示で細則を定めているところだが、年1%基準の努力目標に貢献すべきものとして定期報告書において算定できる方向で調整して

いる。

(大塚委員)

- ・ 東京都の条例との関係では、2010年度以降に、承認するかどうか検討し直す可能性があると考えてよいか。

(藤原参事官)

- ・ 本委員会で追加性があると判断させていただいた場合は、基本的にその方向で進めるが、こういった形で整理するかは検討していきたい。

(熊崎委員)

- ・ 燃料価格の変動はどのように考慮するのか。

(藤原参事官)

- ・ 現状、燃料価格は申請時の価格をもって評価している。燃料価格の変動幅も考慮するなど個別に検討したい。

(森口委員)

- ・ 自主行動計画策定業種に所属する企業は全て、中小企業の対象から外れるのか。また、京都議定書目標達成計画に組み込まれていない自主行動計画はどのような扱いとなるのか。

(藤原参事官)

- ・ 目標達成計画に基づいて自主行動計画を策定している業種は、現段階で103ある。それ以外の計画については自主行動計画という名前であっても関係ないものとみなす。また、業界として自主行動計画を策定していても、その計画に参加していない企業は中小企業の扱いとなる。

(茅委員長)

- ・ 様々に議論はあるが、解釈する場合にはできるだけ国内クレジットを推進する、認める方向で判断すべき。一般的な排出権取引では一概に言えないが、国内クレジット制度で排出削減事業が実施されると、温室効果ガスが確実に削減される可能性がある。従って、できるだけ排出削減事業を認めるという考え方で進めたい。

(茅委員長)

- ・ 新規申請された排出削減事業の中に、名古屋トヨペットの案件があるが、自動車販売会社は自主行動計画を策定しているのではないか。

(藤原参事官)

- ・ 自動車販売会社は自主行動計画を策定していない。

(大塚委員)

- ・ クレジットの転売について伺いたい。最終需要家が見つからないとい

うのはどういう場合なのか。また、転売できる場合は登録簿のような管理システムが必要となると考えているがその点はどうか。

(藤原参事官)

- ・ 政策手法分科会等において、国内クレジットのように実際の排出削減につながる事業の仲介を行うことは有用とのご意見を頂き、事務局にも非常に多くの質問が寄せられている。国内クレジット制度を推進する立場から、転売もあり得ると考える。共同事業とは、必ずしも2社間の事業を意味するものではない。
- ・ 最終需要家が見つからない場合というのは、例えば商社や銀行等も自主行動計画を持つため、最終的にクレジットの買い手が見つからない場合も自身で償却でき、最終的に償却できるのであれば、そのような形でも問題ないということを説明するために記載させていただいている。
- ・ 管理システムについては簡易なものをクレジットが発行されるまでには構築したい。

文責：事務局